

新見市教育委員会 7月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年7月15日(金) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一豊海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和4年7月15日(金) 午後3時30分から午後5時01分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 6 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 3 件、協議・報告 2 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 2 2 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 2 2 号 令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

黒川課長 議第 2 2 号 令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料 1 ページをご覧ください。今年度、申請のあった世帯数は、1 4 6 世帯、児童生徒数は 2 3 4 名で、内訳は小学生が 1 3 5 名、中学生が 9 9 名です。認定については、資料の中ほど四角囲みの参考 2 に記載しております新見市就学援助規則及び新見市就学援助規則施行に係る内規により、「準要保護の認定は、児童または生徒の属する世帯の前年の所得額が平成 2 5 年 4 月 1 日現在において適用されている生活保護基準額の 1. 5 倍以下とする」ことになっておりますので、この要件をすべての世帯について確認いたしました。その結果、認定が適切と考えられるのは 1 3 2 世帯 2 1 1 名で、認定が不適切と考えられるのは、* を記載しております世帯番号 2 番から 1 3 6 番の 1 4 世帯 2 3 名です。資料 3 ページから 1 6 ページの中の 1 4 名が不認定、認定基準倍率が 1. 5 以上の方については、認定されないという視点でお目通しいただければと思います。資料 1 4 ページ、世帯番号 1 1 7 番については、前年所得額が「未申告」となっております。前年所得額を証明する書類の提出を何度もお願いしましたが提出されなかったため、今回の審査では不適

当とさせていただきますして、前年の所得書類が提出されてから再度審査をおこなうということで了解を得ております。少し時間を置きますので、ご覧ください。

三上委員

0倍というのは、収入が無いということですか。

小林部長

そうです。前年度所得が無いということです。

松井職務代理者

要保護と準要保護との違いについて、要保護と準要保護がそれぞれ違うものならば、認定基準の倍率の何倍かを境にして変わるものなのか教えてください。

黒川課長

要保護と準要保護の違いですが、要保護は補助項目が多いです。修学旅行の費用も、要保護の場合は補助しますとか、給食費も補助します。準要保護であれば学用品までですよとか、補助の対象項目が、要保護の方が多いということです。

松井職務代理者

収入基準によって線引きがあるんですか。

田中課長

要保護は、生活保護の基準の1.0倍です。そこから、1.5倍までの間が準要保護です。

小林部長

今回の資料の1ページの四角囲みの認定・不認定内訳の1.0倍以下世帯が96世帯、これは要保護です。その下の36世帯は、準要保護です。

松井職務代理者

わかりました。1.0倍を境にして要保護と準要保護が決まるということですね。

小林部長

そうです。

正村教育長

それでは、もう少し時間をとりますので、そういう目でも見てください。

正村教育長

少し短いかもしれませんが、委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第22号は承認とします。
次に、「議第23号」の説明をお願いします。

議第 2 3 号 新見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

黒川課長

議第 2 3 号 新見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について説明させていただきますので、資料 1 ページをご覧ください。令和 4 年 5 月 1 8 日、教育公務員特例法の一部条文の削除及び繰り上げがおこなわれたことから、新見市学校職員服務規程の関係条文を改正するものです。資料 2 ページに新旧対照表を載せておりますが、関係する条文は、校外の研修に関する条文を「第 2 2 条第 2 項」に、兼職等に関する条文を「第 1 7 条」に表記を変更しております。なお、施行については公布日から、適用は令和 4 年 5 月 1 8 日といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第 2 3 号は承認とします。
次に、「議第 2 4 号」の説明をお願いします。

議第 2 4 号 令和 5 年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択の承認について

黒川課長

議第 2 4 号 令和 5 年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。資料 1 ページから 3 ページには小学校教科用図書の目録を、4、5 ページには中学校教科用図書の目録を載せております。小学校教科用図書は採択されて 3 年目、中学校教科用図書は採択されて 2 年目となります。本市及び高梁市、いずれの教育現場からも不満等の声は上がっておりません。つきましては、これら目録にあるものを令和 5 年度も使用させていただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

今使っているものと変わったものは無いですか。

黒川課長

変わっていません。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第 2 4 号は承認とします。

松井職務代理者	結論についてというわけではなくて、小学校教科用図書や中学校教科用図書の採択については、見本を見て、高梁市と合同で会議を開いていますが、あれはどのようなタイミングで開くものですか。今回のように、現場から特に変えて欲しいという要望が出なければ、ずっと開かれずに移行するものなんですか。それとも、教科書について、全国的な全面改訂などがあったときに、開かれるものなんですか。
黒川課長	会議は改訂のタイミングです。
松井職務代理者	わかりました。
正村教育長	よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	次に「議第25号」の説明をお願いします。

議第25号 新見市学校給食支援事業補助金交付要綱の制定について

黒川課長	議第25号 新見市学校給食支援事業補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、原油価格・物価が高騰している状況において、学校給食の食材費を補助することで給食の質と量を担保し、保護者の負担軽減を図ることを目的としています。交付対象者は、現在学校給食を提供している調理場の運営委員会とし、新見市立新見市学校給食センター運営委員会、新見市立大佐学校給食共同調理場運営委員会、新見市立哲西学校給食共同調理場運営委員会としております。交付申請及び実績報告については、資料3ページ、4ページ、5ページの様式により、各運営委員会から教育委員会へ申請並びに報告をおこなっていただくという運びにしております。施行期日につきましては公布の日で、有効期限は令和5年3月31日限りとしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
正村教育長	これにつきましては先ほどの部長から説明がありましたが、それと関連する部分です。 委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。
長谷川委員	交付対象者は、それぞれの学校で作っている調理場も適用になるのでしょうか。

さらに、議会でも答弁させていただいたのは、現在は20円でさせていただきますが、場合によってはそれが40円になるとき、50円になるときがあると、それは、状況を見て対応させていただくと、基本は保護者負担が増加しないようにという考え方です。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第25号は承認とします。
次に「協第5号」の説明をお願いします。

協第5号 令和4年度学校訪問について

黒川課長

協第5号 令和4年度学校訪問について説明させていただきます。6月1日から7月12日にかけて、延べ11校の学校訪問を実施いたしました。委員の皆様には、ご多忙にも関わらず訪問にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。第2クールとなります残り11校の訪問につきましては、資料1ページに日程一覧表を掲載しております。9月27日から11月25日までの期間でおこないたいと考えております。つきましては、委員の皆様のご都合のよい日を第1クール同様、今まで行ったことのない学校でぜひ行ってみたい学校は◎を入れていただくなどして、お知らせいただきますようお願いいたします。できましたら、7月中に教育総務課 真壁係長または学校教育課 宗政課長補佐までご連絡ください。メール、電話、FAX、何でも構いませんので、よろしく願いいたします。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、協第5号は承認とします。
次に「報第11号」の説明をお願いします。

報第11号 フッ化物洗口事業の進捗状況について

黒川課長

報第11号 フッ化物洗口事業の進捗状況について説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。6月10日に安来市立島田小学校の視察をおこないましたが、6月17日にはその報告会とし

まして、モデル校である本郷小学校、新砥小学校、萬歳小学校の校長先生、養護の先生に説明をおこないました。さらに、保護者説明会としまして、6月23日に萬歳小学校、6月28日に本郷小学校、6月30日に新砥小学校にておこないました。説明会では、まず県保健福祉部担当者からの岡山県フッ化物洗口モデル事業の概要説明、次に県歯科医師会ドクターからのフッ化物洗口の効果と安全性についての説明、そして新見市教育委員会担当者からの先進校の視察報告及び本市における実施方法についての説明をおこないました。その際用いました資料が、2ページから6ページにありますパワーポイントの資料です。本日、委員の皆さまには島田小学校でおこなわれているフッ化物洗口の様子を動画で見させていただいて、これと同じようなやり方を本市でも考えていますということをお示しさせていただこうと思います。

(動画視聴)

黒川課長

3校の小学校で保護者説明をさせていただいたとき、この動画を見て、保護者の方はこれなら大丈夫だなというような感じで、特に、反対や心配だというようなご意見は無く、早くやってもらいたいとか、もうすでに歯医者でフッ素塗布をしてもらっているけれども、合わせてやってもいいのかとかいうような前向きなご意見ばかりがでておりました。今後の流れとしましては、7月中に3校の保護者から同意書を回収し、県保健福祉部から実施人数分の薬剤やディスペンサー等を調達することとしております。そして、8月下旬に、3校の教職員を対象に、実際のやり方をシミュレーションする会を持ちまして、2学期から本格実施したいと考えております。以上です。

正村教育長

順調に行けば、3学期からは残りの小学校も始める計画ですね。

黒川課長

そうです。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

長谷川委員

モデル校以外は、学期から始まるということですが、そのときも同じ流れで、保護者説明会をおこなうということですか。

黒川課長

残りの学校については、11月頃の保護者全体懇談のような場において、今、お見せした動画も含め、県の保健福祉部の説明やドクターからの説明を動画にして一斉配信をしようと思っています。それを各校で動画を流して、説明を受けていただき、保護者からこういう質問が出たということを学校から教育委員会へ報告していただくことと

しています。

長谷川委員 1分間の音楽も作ってあるのでしょうか。

小林部長 まだです。1分間は思ったより長いので、子どもたちが飽きないようなことを考えたいと思います。

黒川課長 このCDは、安来市の養護部会の方が作られたということですが、これをダビングさせていただいても良いのかなと思っています。何か曲は必要だと思っています。

正村教育長 外にありますでしょうか。

溝尾委員 その効果は、普通の歯科検診で虫歯が無いか検証するのでしょうか。追加で、何かするのでしょうか。

黒川課長 何で検証するかということになってくるとと思いますが、やはり歯科検診を終えた後の有病率、年1回検査しますので、それが基になるとしています。

溝尾委員 すぐには出ないですね。

小林部長 安来市は10年ぐらいかかって、だんだん下がってきています。

溝尾委員 その人が高校生になったときのデータも取っていくんですか。

小林部長 安来市は未就学から始めていますので、12年ぐらいはデータが取れています。

正村教育長 歯科医が言われるには、おこなっているところは明らかに減っているようです。データは取っていないといけないと思っています。

溝尾委員 わかりました。

正村教育長 外にありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、報第11号は承認とします。
以上で議事を終了します。

7 閉 会
正村教育長

7月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時01分)